附　則

この省令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

（別紙）

農林漁業法人等投資育成事業に関する出資計画

（承認会社の場合）
１　出資先：
　①名称又は商号：
　②主たる事務所の所在地：
　③代表者（設立中の株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者）の氏名：
　④連絡先（電話番号、担当者名）：
　⑤事業の内容：
　⑥資本金の額、発行済株式数、発行可能株式総数：
　⑦設立年月日
２　農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認年月日及び承認番号：
３　承認会社が農林漁業法人等投資育成事業に必要な資金の額：
４　株式会社日本政策金融公庫の出資限度額（出資比率）：
５　出資財源（予算科目）：
６　出資の方法（株式の種類、株式数、払込金融機関）：
７　出資により取得した株式の処分方法：
８　特記事項：
９　添付書類：

（承認組合の場合）
１　出資先：
　①承認組合の名称：
　②承認組合の主たる事務所の所在地：
　③無限責任組合員の概要（氏名、名称、代表者の氏名）：
　④無限責任組合員の連絡先（電話番号、担当者名）：
　⑤承認組合の事業内容：
　⑥組合員の出資約束金額の総額：
　⑦承認組合の存続期間：　年　月　日から　年間
２　農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認年月日及び承認番号：
３　承認組合が農林漁業法人等投資育成事業に必要な資金の額：
４　株式会社日本政策金融公庫の出資限度額（出資比率）：
５　出資財源（予算科目）：
６　出資の方法（出資口数（出資一口当たりの金額）、払込金融機関）：
７　出資により取得した持分の処分方法（持分の払戻及び承認組合解散の場合の清算方法）：
８　特記事項：
９　添付書類：

（備考）「４　株式会社日本政策金融公庫の出資限度額（出資比率）」については、２回目以降の出資に当たっては、その累計額と内訳を整理して記載すること。